

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年五月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年四月十日奈良県指令建第九八―二四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月十七日建第八九三五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方一七六二―四、一七六二―六、一八六七―一、一八六八―六及び一九五四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二
内本高雄

一 許可番号

平成二十九年二月二十四日奈良県指令建第九八―二〇四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月十八日建第八九三六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年五月十八日建第五三二五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字田井二六番一、二六番五、二七番一及び二七番一―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九
株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字田井二六番五及び二七番一―